⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成25年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：5,000㎡以上の経層探査業務を履行した実績を有すること。

・類似業務：2,500㎡以上の経層探査業務を履行した実績を有すること。

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

⑹　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。詳細は入札説明書による。

⑺　沖縄防衛局が発注した業務のうち、令和３年度及び令和４年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

⑻　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の㋐から㋒までに示す条件をすべて満たす者であること。

㋐　以下の資格のいずれかを有すること。

１．技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者

２．技術士【建設部門又は応用理学部門】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者

３．港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者

４．（一社）建設コンサルタンツ協会認定ＲＣＣＭ【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者

５．一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者

㋑　平成25年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：2,500㎡以上の経層探査業務の実務経験を有すること。

・類似業務：1,000㎡以上の経層探査業務を履行した経験を有すること。

業務成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

㋒　入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

⑼　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑽　業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア　再委託の内容が、主たる部分の場合

イ　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

⑾　競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして欠格とする。

⑿　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本業務の評価項目は、次のアからカとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

エ　評価テーマに対する技術提案

オ　その他

カ　賃上げ実施企業に対する評価

⑵　総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝30点×（１－入札価格／予定価格）

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

㋐　企業の実績及び能力

㋑　配置予定管理技術者の経験及び能力

㋒　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

㋓　評価テーマに対する技術提案

㋔　その他

㋕　賃上げ実施企業に対する評価

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計×履行確実性度／技術評価の配点合計）

⑶　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからカをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるもののうち、⑵によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑷　実施上の留意点　受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

ＴＥＬ　098―921―8131（内線154）

ＦＡＸ　098―921―8167

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和５年10月６日から令和５年12月13日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は正午まで。